平成２３年（フ）第２５８号
宮城県名取市手倉田字箱塚屋敷３－２－19号棟－５号、住民票上の住所宮城県名取市閖上２丁目４番９号
債務者　柿沼　博行
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４１０号
仙台市泉区桂２丁目７番地の５
債務者　三原かづ子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４９７号
金沢市諸江町下丁221番地１コーポ野崎201号、従前の住所石川県羽咋郡宝達志水町今浜ト102番地１
債務者　北村　茂吉
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第８７号
金沢市中央通町７番９号　ラインアップ601号室
債務者　尾崎喜代美
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１３９号
金沢市増泉３丁目17番15号、従前の住所札幌市中央区南４条西13丁目３番15―208号
債務者　成田幸士郎
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７５０号
岐阜市則武13番地３
債務者　長尾　宗治
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７５１号
岐阜市長良東１丁目35番地
債務者　長尾　弘子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２１５号
岐阜市日光町１丁目49番地
債務者　清水　壮二
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２２４号
岐阜市早田栄町２丁目40番地　コーポラス早田304号室
債務者　守屋五十鈴
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２２７号
岐阜県瑞穂市本田1292番地１　シャトーⅢ201号
債務者　祖父江正道
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４７６号
神戸市兵庫区切戸町６番28―306号、従前の住所神戸市垂水区西脇２丁目３番46―602号
債務者　井出本隆作
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８０号
神戸市東灘区御影１丁目13番27―602号
債務者　中井　照美
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１１号
神戸市東灘区向洋町中１丁目10番地　101号棟3607号室
債務者　佐々木順子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７６号
兵庫県尼崎市三反田町３丁目６番23―707号、前住所兵庫県尼崎市栗山町１丁目23番32―305号
債務者　丸岡　知江
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０６号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目25番８号　メゾン武庫之荘103
債務者　下川　満成
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０９号
兵庫県尼崎市名神町１丁目18番22号プリエール名神尼崎906号
債務者　岡島　義春
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４２９号
兵庫県西宮市南甲子園１丁目９番１―207号
債務者　竹久　美樹
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係